

徳島県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷一八二一	合同会社ラシエイド	令和二年六月一日
スマイル調剤薬局城南店	同 南二軒屋町三丁目五三八	有限会社ウイズ	同 七月一日
セントケア看護小規模沖洲	同 北沖洲二丁目一六一	セントケア四国株式会社	同